

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 規則

○福島県報発行規則の一部を改正する規則 二九

○福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則 二九

### 告示

○遊漁規則の変更について認可した件二件 三〇

○土地改良区の定款の変更を認可した件 三〇

○道路の区域を変更する件四件 三三

○道路の供用を開始する件三件 三三

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 三三

### 公告

○一般競争入札を行う件 三五

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三七

○土地改良区の役員が退任した旨届

出があった件二件 三七

○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三七

○落札者を決定した件二件 三七

福島県病院局

○平成二十二年福島県病院局育休任期付職員(看護師及び助産師)採用候補者登録試験を実施する件 三六

福島県教育委員会

○学校教育法第五十五条第一項の規定により技能教育のための施設を指定した件 三六

福島県警察本部

○一般競争入札を行う件二件 三六

福島県内水面漁場管理委員会

○この持ち出し等について指示する件 三六

○この持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件 三六

○平成二十二年度目標増殖量を定める件 三六

一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第六号

#### 福島県報発行規則の一部を改正する規則

福島県報発行規則(昭和三十一年福島県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「事項」の下に「(第六号及び第七号に掲げる事項にあつては、法令の規定により県報によつて公告することが定められているものその他総務部文書管財総室文書法務課長(以下「文書法務課長」という。)が必要と認めるものに限る。)」を加え、同条第二号から第四号までを次のように改める。

#### 二 福島県規則

#### 三 福島県訓令

#### 四 福島県告示

第三条第五号中「県」を「議会その他の県」に改める。

第四条を削る。

第五条第一項中「発議書」の下に「(前条第五号に掲げる事項にあつては、決裁を受けたことを示す書類)」を加え、「水曜日」を「火曜日」に改め、「の正午」を削り、「週の月曜日」を「前の週の金曜日」に改め、同条第二項中「よつては」の下に「次条第一項の確認を行つて」を加え、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。(確認)

第五条 県報に登載すべき事案は、文書法務課長の確認を受けなければならない。

2 文書法務課長は、前条第一項及び第二項の規定により送付を受けた原稿に書式の誤り、誤字、脱字等の明らかなものがある場合は、これを訂正することができる。

第八条に次の一項を加える。

2 文書法務課長は、県報に登載する事項のうち第三条第四号から第七号までに掲げるもの(第五号に掲げるものにあつては、第四号又は第六号に掲げるものに相当するものに限る。)について、あらかじめその登載内容(定型的な部分に限る。)に係る文例を承認することができる。

#### 附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(文書法務課)

### 福島県規則第七号

#### 福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則(昭和三十九年福島県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「福島県企画調整部企画調整総務領域土地調整グループ」を「福島県企画調

## 規則

福島県報発行規則の一部を改正する規則及び福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の

整部企画調整総室土地・水調整課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(土地・水調整課)

告 示

福島県告示第百七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、榎原漁業協同組合内共第十五号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十二年二月十八日次のとおり認可した。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 漁業権者の名称及び住所  
榎原漁業協同組合 耶麻郡北塩原村大字榎原字剣ヶ峯一〇九三番地
- 二 漁業権の免許番号 内共第十五号（小野川湖）
- 三 変更の内容

第四条の表中

こい、ふな、 うぐい、わ かさぎ	一月一日から十二月三十一日まで
------------------------	-----------------

を

こい、ふな、 うぐい	一月一日から十二月三十一日まで
わかさぎ	一月一日から三月三十一日まで及び十一月一日まで

に改めた。

から十二月三十一

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十二年二月二十六日

(水産課)

福島県告示第百八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、榎原漁業協同組合内共第十六号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十二年二月十八日次のとおり認可した。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 漁業権者の名称及び住所  
榎原漁業協同組合 耶麻郡北塩原村大字榎原字剣ヶ峯一〇九三番地
- 二 漁業権の免許番号 内共第十六号（榎原湖）
- 三 変更の内容

第四条の表中

こい、ふな、 うぐい、わ かさぎ	一月一日から十二月三十一日まで
------------------------	-----------------

を

こい、ふな、 うぐい	一月一日から十二月三十一日まで
わかさぎ	一月一日から三月三十一日まで及び十一月一日まで

に改めた。

から十二月三十一

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十二年二月二十六日

(水産課)

福島県告示第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、棚倉町土地改良区から平成二十二年二月一日付けで申請のあった定款の変更について、同月十九日認可した。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道安積 長沼線	須賀川市仁井田字北明 石田一〇二番一地先か ら	変更前	A 四・八〇 一五・〇〇	二、二五二・三
	同 市仁井田字西原 三〇五番一地先まで	変更後	B 一二・〇〇 四二・〇〇	二、一〇〇・〇
	須賀川市仁井田字北明 石田一〇二番一地先か ら	変更後	A 五・〇〇 一四・〇〇	八五〇・三
	同 市仁井田字東町 八四番一地先まで 須賀川市仁井田字西原 三四九番二地先から 同 市仁井田字西原 三〇五番一地先まで 須賀川市仁井田字北明 石田一〇二番一地先か ら 同 市仁井田字西原 三〇五番一地先まで		B 一二・〇〇 四二・〇〇	二、一〇〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道仁井 田郡山線	須賀川市仁井田字東町 九一番地先から	変更前	A 三・二〇 一八・〇〇	七六〇・一
	同 市仁井田字迎原 一七三番一地先まで	変更後	B 三・二〇 二二・〇〇	八四〇・二
	須賀川市仁井田字東町 九一番地先から	変更後	A 三・二〇 一七・〇〇	三九七・〇
	同 市仁井田字緑川 一〇九番一地先まで 須賀川市仁井田字迎原 一五番一地先から 同 市仁井田字迎原 一七三番一地先まで 須賀川市仁井田字東町 九一番地先から 同 市仁井田字迎原 一七三番一地先まで		B 三・二〇 二二・〇〇	二二三・一

（道路計画課）

福島県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）

県道仁井 田郡山線	郡山市安積町牛庭三丁目 目一番地先から 同 市安積町吉田二丁目 目一番地先まで	変更前 一〇・五〃 一四・〇	変更後 一四・〇〃 六六・〇	八一・五
--------------	--	----------------------	----------------------	------

(道路計画課)

福島県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道三穂 田須賀川 線	須賀川市仁井田字六斗 七八番一地先から 同 市仁井田字鹿島 腰四六番地先まで	変更前 A 一二・五〃 一五・〇	B 九・〇〃 一五・五	六四四・〇 八二八・七
		変更後	B 九・〇〃 一五・五	八二八・七

(道路計画課)

福島県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道安積長沼線	須賀川市仁井田字北明石田二二九番一地先	平成二十二年三月

から 同 市仁井田字西原三〇五番一地先まで	一日
--------------------------	----

(道路計画課)

福島県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道仁井田郡山線	須賀川市仁井田字緑川一番地先から 同 市仁井田字迎原一七三番一地先まで	平成二十二年三月一日

(道路計画課)

福島県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道三穂田須賀川 線	須賀川市仁井田字六斗七八番一地先から 同 市仁井田字鹿島腰四六番地先まで	平成二十二年三月一日

(道路計画課)

福島県告示第百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平





本村	村北	大平	上原	五枚沢3号	五枚沢2号	五枚沢1号	西岩尾	山岩尾	家ノ前	居廻	御戸内沢	大谷地沢	政所沢	坊ノ内沢	根古屋沢	岩崎前沢
同	同	同	同	沢 同	沢 同	沢 同	尾 同	下 同	同	喜多方市熱塩加納町字居廻	同	同	同	同	同	同
市熱塩加納町相田字本村	市熱塩加納町相田字村北	市熱塩加納町加納字大平	市熱塩加納町熱塩字上原	市熱塩加納町宮川字五枚	市熱塩加納町宮川字五枚	市熱塩加納町宮川字五枚	市熱塩加納町宮川字西岩	市熱塩加納町宮川字山ノ	市熱塩加納町字家ノ前	市熱塩加納町字居廻	市靈山町石田字御戸内	市靈山町石田字上越田	市靈山町石田字政所	市靈山町石田字桂ヶ作	市靈山町石田字入部沢	市靈山町石田字岩崎前
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

岩ノ前沢	千石沢	千石沢2号	間瀬沢	間瀬沢2号	御川	へいたれくぼ	寺沢	新町	関根
同	同	同	同	同	同	同	同	新町	同
市熱塩加納町宮川字西岩	市熱塩加納町熱塩字千石	市熱塩加納町熱塩字千石	市熱塩加納町熱塩字間瀬	市熱塩加納町熱塩字間瀬	市熱塩加納町加納字黒岩	南会津郡南会津町穴原	郡同 町古町字居平	耶麻郡西会津町奥川大字豊島字	耶麻郡西会津町大字野沢字関根
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

公 告

公告第73号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 福 島 県 執 務 シ ス テ ム 維 持 管 理 業 務 の 委 託 に つ い て 、 次 の と お り 一 般 競 争 入 札 を 行 う の で 、 地 方 公 共 団 体 の 物 品 等 又 は 特



定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成22年2月26日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式
- (2) 調達案件の様式 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
  - (4) 3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去3年以内に、仕様書に定める業務内容と同程度の業務の履行実績を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月15日（月）午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
 福島県総務部財務総室税務システム課  
 電話024-521-7730

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成22年3月15日（月）午後5時30分まで必着とする。

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 平成22年2月26日（金）から同年3月15日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、3に掲げる場所まで平成22年3月15日（月）午後5時30分までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成22年3月25日（木）午前10時
- (2) 場所 福島県東分庁舎2階201会議室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成22年3月24日（水）午後5時30分までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となつたときに、入札の効力が生じる。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and operation of taxation system for the Fukushima Prefectural Government, 1 set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 10 : 00a.m., 25 March 2010
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30p.m., 24 March 2010
- (4) Contact point for the notice : Taxation System Division, General Affairs



Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan Tel024-521-7730

(税務システム課)

公告第七十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年二月十六日

二 名称

特定非営利活動法人NeoTeny

三 代表者の氏名

小林 康人

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市八山田三丁目二十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、犬、猫との暮らしがもつ豊かになる社会づくりを目指し、責任ある飼い主を育てるために情報提供の事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

会津北部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 白井 英男 喜多方市松山町村松字桜清水二〇九〇番地四

(農村計画課)

公告第七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十二年二月二十六日

土地改良区の名称  
雄国山麓土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 白井 英男 喜多方市松山町村松字桜清水二〇九〇番地四

(農村計画課)

公告第七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、新地町から相馬都市計画新地駅前土地区画整理事業の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課(都市計画課)

公告第七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年2月26日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

デスクトップ型パソコン 1,985台

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

平成21年12月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号

5 落札金額

114,425,325円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成21年11月10日

(入札用度課)

公告第79号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次とおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成22年2月26日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
大型バス 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年1月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
福島日野自動車株式会社 福島県郡山市安積町笹川字蛸田5番地1
- 5 落札金額  
37,275,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成21年11月27日

(入札用度課)

福島県病院局

公告第1号

平成22年度福島県病院局育休任期付職員(看護師及び助産師)採用候補者登録試験を次のとおり実施します。  
平成22年2月26日

福島県病院局事業管理者 高地英夫

- 1 試験を実施する職種  
地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 2 登録予定人員

看護師 15名程度  
助産師 2名程度

3 試験期日

平成22年4月11日(日)

4 受験申込受付期間

平成22年2月26日(金)から同年4月5日(月)まで

5 受付窓口及び問い合わせ先

福島県病院局病院総務課(福島市中町8番2号 電話(024)521-7226)

(病院総務課)

福島県教育委員会

公告第1号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十五条第二項の規定により、技能教育のための施設を次のとおり指定した。  
平成二十二年二月二十六日

福島県教育委員会

- 一 指定を受けた技能教育のための施設の名称及び所在地  
磐城高等芸術商科総合学園 福島県いわき市平下神谷字立田帯五
- 二 連携科目等

連携措置の対象となる科目	当該科目の学習をその履修とみなすことができる 高等学校の教科(科目)
簿記	商業(簿記)
情報処理	商業(情報処理)
文書デザイン	商業(文書デザイン)
商品と流通	商業(商品と流通)

三 指定年月日

平成二十二年二月十七日

(学校経営支援課)

# 福島県警察本部

## 福島県警察本部公告第12号

給食業務及び暖房給湯設備運転業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成22年2月26日

福島県警察本部長 松本光弘

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 給食業務及び暖房給湯設備運転業務 一式
  - (2) 委託業務の仕様等 仕様書による。
  - (3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
  - (4) 履行場所 福島県警察学校（福島県福島市蓬萊町一丁目1番1号）及び福島県警察機動隊（福島県福島市荒井字下茨森50番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第4条第2項の栄養士免許証又は同条第4項の管理栄養士免許証の交付を受けている者を当該給食業務に従事できる者として1名以上配置できる者であること。
  - (4) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第97条に規定する特級ボイラー一級士免許、一級ボイラー一級士免許又は二級ボイラー一級士免許を与えられている者を当該暖房給湯設備運転業務に従事できる者として1名配置できる者であること。
  - (5) 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第1項の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（同法別表第1の第4類に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者を当該暖房給湯設備運転業務に従事できる者として1名配置できる者であること。
  - (6) 仕様書に定める給食業務内容と同程度程度の給食業務を、平成19年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
  - (7) 仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月11日（木）

午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課入札係  
電話024-522-2151

### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月23日（火）午後3時30分 福島県自治会館302会議室（福島県福島市中町8番2号）

- (3) その他 郵便による入札は、認めない。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### 6 入札の無効

- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

### 7 入札の効力

- 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

### 8 その他

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会計課）

## 福島県警察本部公告第13号

遊泳区域指定標識設置等業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1

項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。  
平成22年2月26日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 遊泳区域指定標識設置等業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 福島県内に事業所を有する者であること。
- (4) 仕様書に定める業務内容と同程度の業務の履行実績があり、かつ、仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。
- (5) 高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）第52条の規定により潜水士免許を与えられている者を当該委託業務に従事する者として3名以上配置できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(5)に掲げる事項並びに2の(4)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成22年3月11日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課入札係  
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月24日（水）午後1時30分 福島県自治会館302会議室（福島県福島市中町8番2号）

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

この持ち出し等について「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十四条第四項の規定により、次のとおり指示する。  
平成二十二年二月二十六日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 長 林 久 夫

1 指示の内容

1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれを連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、このがコイヘルパスウイルス病にかかり、又はかかったと疑いがあるとき福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

(二) 委員会が指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。  
2 放流の制限





	組合																		
内共第4号	請戸川	室原川・高瀬川漁業協同組合 泉田川漁業協同組合	56	56	550	3,500	—	7,700	70,000	—	70	21							
内共第5号	熊川	熊川漁業協同組合	70	—	120	700	—	—	8,400	—	—	—							
内共第6号	富岡川	富岡川漁業協同組合	—	—	75	400	2	2,100	3,500	—	—	—							
内共第7号	井出川	木戸川漁業協同組合	—	—	45	—	—	5,600	5,600	—	—	—							
内共第8号	木戸川	木戸川漁業協同組合	28	—	250	700	—	21,000	24,500	—	—	14							
内共第9号	夏井川	夏井川漁業協同組合	140	210	250	21,000	—	3,500	56,000	—	—	7							
内共第10号	鮫川	鮫川漁業協同組合	91	91	900	9,100	—	7,000	28,000	—	—	21							
内共第11号	阿武隈川	阿武隈川漁業協同組合	2,800	1,050	1,200	140,000	—	39,200	66,500	—	700	70							
内共第12号	久慈川	久慈川第一漁業協同組合	49	—	750	5,200	4	—	42,000	—	—	—							
内共第13号	猪苗代湖	猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合	63	1,050	—	94,900	2	17,500	7,000	—	—	35							
内共第14号	秋元湖	猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合	35	35	—	7,000	—	22,400	15,400	—	1,470	—							
内共第15号	小野川湖	檜原漁業協同組合	28	28	—	3,500	—	8,400	5,600	—	700	—							
内共第16号	檜原湖	檜原漁業協同組合	210	210	—	42,000	—	37,100	22,400	—	5,390	—							
内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	350	350	—	2,600	3	14,700	9,100	—	—	—							
内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組合	700	700	855	35,000	—	28,000	14,000	—	70	—							
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	420	280	1,710	21,700	—	35,000	21,000	—	70	7							
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同組合	210	—	855	14,000	—	35,700	25,900	—	700	—							
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	182	126	3,800	1	16,800	10,500	—	—	—							





## 福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、平成22年3月末日までとなっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月31日（水）までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,390円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

## 福 島 県 報 購 読 申 込 書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の

団体にあつては、その代表者の

氏名

㊞

電話番号

福 島 県 報 を 部 平 成 年 月 日 から

平 成 年 月 日 まで 箇 月 間 購 読 し ます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。